

労基法Q & Aセミナー

労働トラブルの問題解決と未然防止の法的ポイント

サービス残業・労働契約・解雇などの今日的な人事労務のトラブルについて法的対応のポイントを総ざらい

とき

2019年 5月29日（水）09:30～16:30

ところ

沖縄産業支援センター3階 那覇市字小禄1831-1

対象

総務・人事・賃金担当者の役員、管理者、労組幹部

講師

吉田 正敏 人事コンサルタント

人事コンサルタント・特定社会保険労務士として企業の労務指導、賃金制度や目標管理制度を行いました。都市銀行系、出版社系のセミナーにも出向してきました。著書として「社会保険の入門の入門」「みてわかる給与計算マニュアル」「労働基準法と社会保険の重要項目Q & A」など多数

セミナー内容

いま職場では、採用から退職・解雇に至るまで様々な課題が山積みです。「ブラック企業」の存在も社会問題です。より良い労使関係を醸成するため、また企業の社会的責任として、いま「コンプライアンス（法令遵守）」が強く求められています。本セミナーでは、日常的に発生する各種労働問題に対して、労働基準法の基礎的な知識や事項または改訂内容をQ & Aを含めて分かりやすく解説いたします。人事労務の担当者、経営者・経営幹部、管理関係者、労組幹部の方々必須のセミナーです。ぜひ、多数のご参加をいただきますようご案内申し上げます。

I 「労務管理と労働基準法」

1. 労働基準の最低基準は
2. 労基法に違反したとき
3. ブラック企業の好評は

II 「労働契約」

1. 労働契約の基本原則とは
2. 契約期間は
3. 労働条件の明示とは
4. 契約書・身元保証書の効力は
5. パート労働者への労働条件の明示は
Q：パート労働者にメールで労働条件を明示してよいか？
Q：期間雇用者は5年を超えると無期雇用か

III 「労働時間の管理」

1. 労働時間の範囲とは
2. 労働時間制の適用除外者とは
3. 変形労働時間制とは
4. フレックスタイム制とは
5. 裁量労働時間制とは
Q：始業前の掃除は労働時間か？
Q：出張のための移動時間は労働時間か？
Q：名ばかり管理職の割増賃金は必要か？
Q：時間外労働の上限時間が定められたとか？

IV 「休日・休憩・休暇」

1. 「振替休日」と「代休」の違いとは
2. 年次有給休暇は
3. 産休・生理休暇などの休暇は
4. 育児休業・介護休業は
Q：退職時に残った年休を全て消化できるか
Q：使用目的によって年休を拒否できるか？
Q：会社は、社員に必ず5日の年休を取得させなければならないのか？

V 「賃金・賞与・退職金」

1. 賃金は労働力の対価
2. 割増賃金の支払いは
3. 賃金支払いの5原則
4. 懲戒処分と賃金は
5. 賞与と退職金の支払い義務は
6. パート労働者の差別取り扱い禁止とは
Q：代休取得者にも割増賃金の支払いが必要か？
Q：時間外労働の割増率50%支払わなければならないか？
Q：勝手残業にも割増賃金を支払うのか？
Q：支給日前に退職した社員に賞与を支払うべきか？

Q：会社にと与えた損害を退職金で相殺できるか？

VI 「退職金・解雇と懲戒解雇」

1. 退職と解雇の違いは
2. 解雇が制解されるときは
3. 解雇の手続き
4. 整理解雇の要件とは
5. 懲戒解雇とは
Q：マイナンバーを提出しない社員は？
Q：懲戒解雇者を即時解雇して良いか？
Q：解雇予告手当と社員への貸付金を相殺してよいか？

VII 「就業規則の作成と変更」

1. 就業規則の作成義務手続きは
2. 就業規則の効力は
3. 不利益変更を行う場合は
Q：労働者代表が就業規則の変更に反している場合は？

VIII 「同一労働同一賃金とは」

- IX 「予定されている労働基準法の改定は」
 1. 残業代ゼロ法案とは
 2. 解雇の金銭解決制度とは

質疑応答、まとめ、

お問い合わせ：一般社団法人沖縄県生産性本部

住所 〒901-0152 那覇市字小禄1831-1 沖縄産業支援センター4階

TEL 098-857-0141 FAX 098-857-0142 <http://www.opc.or.jp>

FAX番号 098-857-0142

インターネットをご利用の場合は、下記よりお申込みください
<http://www.opc.jp>

お申込みセミナー名：2019年5月29日(水)開催 **「労基法Q & Aセミナー」**

参加料一名につき(資料代・消費税込)： 生産性本部 会 員 17,280円
未会員 20,520円

お申込み要領： ○下記に必要事項をご記入の上、FAX、郵送、またはWEBにてお申込みください。＜締切日5月17日(金)＞
○申込書到着後、請求書をお送りします。現金または銀行振込みにて開催日前日までにご納入ください。
(振込手数料は振込人にてご負担願います。)
○お申し込み後、ご参加の方に万一お差支えの場合は代理の方のご参加をお願いします。ご納入いただきました参加費は原則としてお返し致しかねます。

氏名	役職名
参加者名： 氏名	役職名
氏名	役職名

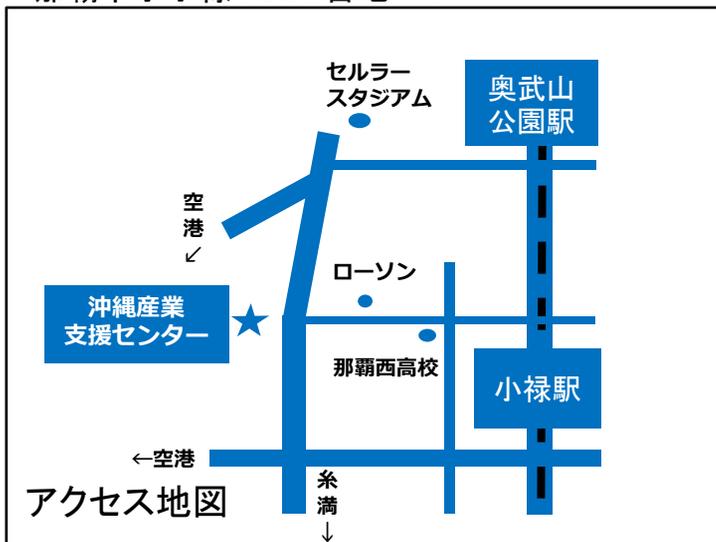
貴社名：	ご担当者名：
------	--------

TEL番号：	FAX番号：
--------	--------

貴社住所： 〒

セミナー会場案内

沖縄産業支援センター3階研修室
那覇市字小禄1831番地-1



お問い合わせ先

一般社団法人沖縄県生産性本部

〒901-0152 那覇市字小禄1831-1 沖縄産業支援センター4階
TEL:098-857-0141 FAX:098-857-0142

【個人情報の取扱いについて】

- 『労働トラブルの問題解決と未然防止の法的ポイント』の事業実施に関して必要な範囲で参加者名簿等の資料を作成し、当日講師等の関係者に限り配布させていただきます。但し、法令に基づく場合などを除き、個人情報を第三者に開示、提供することはありません。
- 案内状や参加証、テキストの送付などを外部に委託することがありますが、委託先にはご本人、ご連絡担当者へのサービス提供に必要な個人情報だけを開示し、サービス提供以外に使用させることはありません。
- ご本人からの求めにより、開示対象個人情報の利用目的の通知、開示、訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止に応じます。
- この件については、沖縄県生産性本部事務局(連絡先Tel.098-857-0141)までお問合せください。
- お申込書に個人情報を記入するか否かの判断はご本人次第ですが、必要な個人情報が不足していた場合は、当本部からのサービスの全部、または一部が受けられないことがあることをご了承願います。
- 本案内記載事項の無断転載をお断りします。